

労働者死傷病報告

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類 (日本標準産業分類)											
81001																					
都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号																					
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)																					
カナ																					
漢字																					
工事名																					
職員記入欄		派遣先の事業の労働保険番号										派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号									
事業場の所在地 (住所)		電話 ()										構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称				派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称				派遣先 派遣元 提出事業者の区分	
郵便番号		労働者数										発生日時 (時間は24時間表記とすること。)									
888-8888		8888人										9: 令和 8888 8888 8888 8888									
被災労働者の氏名 (姓と名の間は1文字空けること。)		生年月日										性別									
カナ		3:大 5:昭 7:平 9:令和										()歳				男 女					
漢字		職種 (日本標準職業分類)										経験期間		年 月							
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)		傷病名										傷病部位				被災地の所在地 (住所)					
休業見込		死亡日時																			
災害発生状況及び原因 (次の項目に関して詳細に記入すること。)		略図(発生時の状況を図示すること。)																			
①どのような場所で(被災時の作業場所)																					
②どのような作業をしているときに(作業者の作業行動を含む)																					
③どのような物(機械、化学物質等)または環境に(起因物及び加害物)																					
④上記②又は③にどのような不安全な又は有害な状態があったか																					
⑤どのような災害が発生したか(事故の型、傷病の部位、傷病名等)																					
国籍・地域 在留資格		(労働者が外国人である場合のみ記入すること) 国籍・地域コード 在留資格コード										職員記入欄		起因物 店社コード							
報告書作成者 職氏名														事故の型 発注者種類 事業場等区分 業務上疾病 (1) 自由設定項目 (2) (3)							

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

- 4 「事業の種類（日本標準産業分類）」の欄は、日本標準産業分類の分類項目表から該当する細分類項目の4桁の分類番号を記入すること。
- 5 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 6 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 7 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 8 「職種（日本標準職業分類）」の欄は、日本標準職業分類の分類項目表から該当する小分類の3桁の分類番号を記入すること。
- 9 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 10 「災害発生状況及び原因」の欄は、5つの項目別に記入すること。
- 11 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。